



# 熊本県公報

第13314号  
令和6年(2024年)  
3月15日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい者支援課)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	( 〃 )	2
○物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱	(管理調達課)	2
○道路の区域変更	(道路保全課)	3
○道路の供用開始	( 〃 )	3
○道路の供用開始	( 〃 )	3
○建設事業の合併等に係る総合点数の算定に関する特例要領の一部を改正する要領	(監理課)	4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	5
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	6
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	7
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	7
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	8
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	8
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	10
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	10
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	12
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	12
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	13
○熊本港コンテナターミナルの使用料の収納事務委託	(港湾課)	14
○八代港コンテナターミナルの使用料の収納事務委託	( 〃 )	15
○鳥獣捕獲等事業の変更	(自然保護課)	15
○熊本県一般旅券の発給手数料等の減免に関する要項	(観光国際政策課)	15
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	15
○玉名都市計画下水道事業 玉名公共下水道事業計画変更認可	(下水環境課)	16
○玉名都市計画及び長洲都市計画下水道事業 岱明公共下水道事業計画変更認可	( 〃 )	16
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	16
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	17
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	18
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	18
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	19
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	19
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	21
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	21
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	22
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	23
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	24
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	26
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	26
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	27
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	27
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	28
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	29
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	30
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	31
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	32
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	32
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録辞退	(障がい者支援課)	33
○熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項	(労働雇用創生課)	33

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 34
- 公共測量の終了…………… (監理課) 34
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 34
- 土地改良区の役員の選任等…………… ( ) 34
- 県営土地改良事業の工事完了…………… ( ) 35
- 登 載 依 頼**
- 熊本県労働委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する  
規程の一部を改正する規程…………… (労働委員会) 35
- 熊本県立高等学校授業料の収納に関する事務処理業務委託…………… (学校人事課) 35
- 県立学校体育館用液晶レーザープロジェクター調達業務に係  
る落札者の決定…………… (教育政策課) 35
- 熊本県立学校スクアナ等調達業務に係る落札者の決定…………… ( ) 36
- 第70回熊本県環境審議会の開催…………… (環境審議会) 36
- 熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則…………… (議会事務局) 37
- 博物館の登録…………… (文化課) 37
- 環境影響評価準備書の一般意見の募集…………… (日本風力サービス株式会社) 37
- 熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領…………… (議会事務局) 38
- 正 誤**
- 令和6年(2024年)3月1日熊本県議会告示第1号(熊  
本県議会議員の請負の状況の公表等に関する規程)中…………… (議会事務局) 39

告 示

熊本県告示第300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
令和6年(2024年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
そらいろ 宇土市岩古曾町1407番地	一般社団法人未来の種 宇土市松山町2030番 1 松田 りか	生活介護 就労継続支援B型	令和6年(2024年)3月1日

熊本県告示第301号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
令和6年(2024年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
パスワーク熊本 上益城郡益城町宮園407番地	株式会社Scable 熊本市西区上松尾町26 84番地 樋本 真生	就労継続支援B型	令和6年(2024年)3月5日

熊本県告示第302号

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。  
令和6年(2024年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）の一部を次のように改正する。  
別記第7号様式注意事項第1号中「熊本県個人情報保護条例」を「個人情報保護法」に改める。

別表（8）電力・燃料類の項中「一般電気事業許可、特定規模電気事業開始届出」を「小売電気事業許可（旧：一般電気事業許可、特定規模電気事業開始届出）」に改める。

- 附 則
- この要綱は、公布の日から施行する。
  - この要綱の施行の際現に改正前の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

**熊本県告示第303号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和6年（2024年）3月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	竜北小川 停車場線	宇城市小川町南新田 422番12地先から 宇城市小川町江頭 551番1地先まで	前	11.8 ～ 45.5	302.1	旧道移 管
			後	11.8 ～ 38.0	302.1	

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）3月15日

**熊本県告示第304号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和6年（2024年）3月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	菊池市赤星字石道 2128番1地先から 同所 2113番1地先まで	52.7	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）3月15日

**熊本県告示第305号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和6年（2024年）3月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	錦湯前線	球磨郡湯前町溝合 2982番地先から	297.0	活力創出 基盤交付

	同所	2905番地先まで	金
--	----	-----------	---

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)3月15日

熊本県告示第306号

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定に関する特例要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和6年(2024年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定に関する特例要領の一部を改正する要領(平成17年熊本県告示第380号)の一部を次のように改正する。

第3条中「1人以上の技術者」を「合併等による被承継会社の直近の経営事項審査における技術職員の半数以上」に改める。

第4条を次のように改める。

(総合点数への加算)

第4条 格付のある業種において、合併等の当事会社が当該業種の入札参加資格を合併等の日の前日までに引き続き4年以上有する場合同日引続き4年以上有し、次の各号に掲げる要件を満たしているときは、熊本県工業事入札参加者資格審査格付要綱(以下「要綱」という。)第2条第2項に定める率に相当する点数(小数点以下は切捨て)を加算し、格付されている等級以上の等級に格付されている場合に限る。

(1)

ア 合併等の当事会社が合併等の日の前日において最上位等級又は最上位等級の直近下位等級に格付されていること。

なお、3者以上の合併等の場合は、上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者の等級が合併等の日の前日において最上位等級又は最上位等級の直近下位等級に格付されていること。

イ 合併等の当事会社の主たる営業所の所在地が合併等の日の前日まで引き続き4年以上同一広域本部(県央広域本部においては熊本市の区域、県北広域本部においては八代市・氷川町の区域に限る。)又は地域振興局管内(以下「同一広域本部等」という。)であること。

なお、合併等の当事会社が合併等の日の前日においていずれも最上位等級に格付されている場合は、合併等の当事会社の主たる営業所の所在地は県内全域とする。

また、3者以上の合併等の場合は、上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者の主たる営業所の所在地が合併等の日の前日まで引き続き4年以上同一広域本部等であること。

なお、上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者がいずれも最上位等級に格付されている場合は、合併等の当事会社2者の主たる営業所の所在地は県内全域とする。

(2)

建築一式工事の場合 合併等の当事会社が合併等の日の前日において最上位等級又は最上位等級の直近下位等級に格付されていること。

なお、3者以上の合併等の場合は、上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者の等級が合併等の日の前日において最上位等級又は最上位等級の直近下位等級に格付されていること。

(3)

舗装工事、電気工事、管工事の場合 合併等の当事会社が同一業種において合併等の日の前日に最上位等級又は最上位等級の直近下位等級に格付され、その組み合わせは、いずれも最上位等級であること。

なお、3者以上の合併等の場合は、同一業種において上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者の等級が合併等の日の前日に最上位等級又は最上位等級の直近下位等級に格付され、その組み合わせは、いずれも最上位等級である場合又は、最上位等級及び最上位等級の直近下位等級の場合であること。

イ 合併等の当事会社の主たる営業所の所在地が合併等の日の前日まで引き続き4年以上同一広域本部等であること。

なお、合併等の当事会社が合併等の日の前日においていずれも最上位等級に格付されている場合は、合併等の当事会社の主たる営業所の所在地は県内全域とする。

また、3者以上の合併等の場合は、上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者の主たる営業所の所在地が合併等の日の前日まで引き続き4年以上同一

- 広域本部等であること。  
 なお、上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者がいずれも最上位等級に格付されている場合は、合併等の当事会社2者の主たる営業所の所在地は県内全域とする。
- 2 前項の規定における定める率は、要綱第2条第2項第2号イにより算出した技術事項等評価点数の5%とし、合併等の日から3年を経過する日が属する年度までの各年度加算するものとする。  
 第8条を次のように改める。  
 (認定の取消し)  
 第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の認定を取り消すことができるものとする。
- (1) 特例措置の適用を受けている者が特例措置の適用期間中に受ける経営事項審査において、第3条で定める要件を満たさなくなったとき。  
 (2) 合併等後に建設業の一部を譲渡し、又は建設業の一部を分社化したとき。  
 (3) 特例措置の申請内容に虚偽があったとき。
- 2 前項の規定による取消しを行った場合は、別記第5号様式(合併等による特例措置認定取消通知書)により申請者に通知するものとする。
- 附 則
- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。  
 ただし、附則第3項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の建設事業者の合併等に係る総合点数の算定に関する特例要領の規定は、令和7年4月1日以降に認定を行う吸収合併、新設合併及び事業譲渡並びに会社分割による承継から適用する。
- 3 合併等の日が令和6年度の場合における改正前の第4条第2項の適用については、同項中「3年」とあるのは「2年」とする。

熊本県告示第307号

平成19年(2007年)6月8日熊本県告示第524号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。  
 令和6年(2024年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下川床谷 (中川床川)	熊本市河内町下川床	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第308号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。  
 令和6年(2024年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下川床谷 (中川床川)	熊本市西区河内町下川床	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第309号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第

57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
千田川	熊本市北区植木町清水	別図1のとおり	土石流
今藤3	熊本市北区植木町今藤	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1及び別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第310号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本村8	熊本市北区植木町内	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
本村9	熊本市北区植木町内	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
今藤4	熊本市北区植木町今藤	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
新村	熊本市北区植木町亀甲	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
向原4	熊本市北区植木町山本	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
味取2	熊本市北区植木町味取 熊本市北区植木町山本	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
東古賀	熊本市北区植木町亀甲	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
古賀	熊本市北区植木町古閑	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
有泉	熊本市北区植木町有泉	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
馬場2	熊本市北区植木町岩野	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
馬場3	熊本市北区植木町岩野	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
馬場4	熊本市北区植木町岩野	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

(別図1から別図12までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県

央広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第311号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
楡木3丁目	熊本市北区楡木3丁目 熊本市北区楡木4丁目	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊
龍田3丁目2	熊本市北区龍田3丁目	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊
龍田2丁目2	熊本市北区龍田2丁目 熊本市北区龍田陳内3丁目	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊
龍田7丁目1	熊本市北区龍田7丁目	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊
龍田陳内3丁目1	熊本市北区龍田陳内3丁目	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図5までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第312号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
黒髪川1	熊本市中央区黒髪5丁目 熊本市中央区黒髪8丁目	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
黒髪川2	熊本市中央区黒髪5丁目 熊本市中央区黒髪8丁目	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
龍田陳内川	熊本市北区龍田陳内1丁目	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
万楽寺	熊本市北区万楽寺町 熊本市北区太郎迫町 熊本市西区河内町 大多尾	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

龍田3丁目1	熊本市北区龍田3丁目	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
龍田2丁目1	熊本市北区龍田2丁目	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
弓削5	熊本市北区龍田弓削1丁目 熊本市北区龍田7丁目	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
黒髪8丁目	熊本市中央区黒髪8丁目	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
龍田陳内3丁目2	熊本市北区龍田陳内3丁目	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
龍田7丁目2	熊本市北区龍田7丁目	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
上南部1丁目	熊本市東区上南部1丁目	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
上南部2丁目	熊本市東区上南部2丁目	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
下南部1丁目	熊本市東区下南部1丁目	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
龍田3丁目3	熊本市北区龍田3丁目	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

(別図1から別図14までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第313号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
陳内2	水俣市陳内 水俣市わらび野 水俣市陣内1丁目 水俣市陣内2丁目	別図1のとおり	土石流
古城1丁目4	水俣市古城1丁目	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1及び別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第314号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫



区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
早栗1	水俣市大迫	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
小津奈木川1	水俣市小津奈木 津奈木町小津奈木	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
大迫川3	水俣市大迫	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
小津奈木川2	水俣市小津奈木 津奈木町小津奈木	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
陳内1	水俣市陳内 水俣市わらび野 水俣市陳内1丁目 水俣市陳内2丁目	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
陳内3	水俣市陳内 水俣市わらび野 水俣市陳内1丁目 水俣市陳内2丁目 水俣市古城1丁目	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
陳内4	水俣市陳内 水俣市わらび野 水俣市ひばりヶ丘 水俣市古城1丁目	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
初野川1	水俣市小津奈木 水俣市初野	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
初野川2	水俣市小津奈木	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
小津奈木川3	水俣市小津奈木 津奈木町小津奈木	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
内野川1	水俣市小津奈木	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
内野川2	水俣市小津奈木	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
小津奈木川4	水俣市小津奈木 津奈木町小津奈木	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
牧の内1	水俣市牧の内	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大迫1	水俣市大迫	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大迫2	水俣市大迫	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
大迫3	水俣市大迫	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
大迫4	水俣市大迫	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

大迫5	水俣市大迫	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
わらび野1	水俣市陳内 水俣市わらび野	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
古城1丁目1	水俣市古城1丁目	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
古城1丁目2	水俣市古城1丁目	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
上原-7	水俣市小津奈木	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
小津奈木1	水俣市小津奈木	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
初野1	水俣市初野	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
石神1	水俣市小津奈木	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
石神2	水俣市小津奈木	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
石神3	水俣市小津奈木	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
古城1丁目3	水俣市古城1丁目	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり

(別図1から別図29までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第315号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
興正寺川	水俣市南福寺	別図1のとおり	土石流
龍平川	水俣市長野	別図2のとおり	土石流
岩下川	水俣市中鶴	別図3のとおり	土石流

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第316号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
岩下川2	水俣市中鶴	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
渡野川	水俣市中鶴	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
中鶴村上川	水俣市中鶴 水俣市深川	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
袋川	水俣市袋	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
袋川2	水俣市袋	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
南田川	水俣市長崎	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
長崎川	水俣市長崎	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
駄良山川	水俣市長崎	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
茂川川2	水俣市長崎	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
多々良町A	水俣市多々良町	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
多々良町B	水俣市多々良町	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
長野町C	水俣市長野	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
初野町D	水俣市初野	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
長野町D	水俣市長野	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
長崎F	水俣市長崎	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
江添笹原	水俣市長崎	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
長崎G	水俣市長崎	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
長崎H	水俣市長崎	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
茂川C	水俣市長崎	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
木白野C	水俣市長崎	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
茂川D	水俣市長崎	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

(別図1から別図21までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第317号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
江の尾川1	芦北町高岡 水俣市宝川内	別図のとおり	土石流

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。）

**熊本県告示第318号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
豊岡川	芦北町豊岡	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
鳥屋尾川1	芦北町高岡	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
大南川1	芦北町大川内	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
双間伏川1	芦北町高岡	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
双間伏川2	芦北町高岡	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
江の尾川2	芦北町高岡 水俣市宝川内	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
豊岡1	芦北町豊岡	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
豊岡2	芦北町豊岡	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
豊岡3	芦北町豊岡	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
倉谷C	芦北町大川内	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
倉谷D	芦北町大川内	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
大川内D	芦北町大川内	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

高岡北C	芦北町高岡	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
高岡C	芦北町高岡	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
高岡D	芦北町高岡	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
高岡E	芦北町高岡	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
古田C	芦北町古石	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
高岡F	芦北町高岡	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
高岡G	芦北町高岡	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
高岡H	芦北町高岡	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
古南A	芦北町古石	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
石間伏D	芦北町古石	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
石間伏E	芦北町古石	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
熊ヶ倉C	芦北町古石	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
古南B	芦北町古石	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
豊岡4	芦北町豊岡	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
豊岡5	芦北町豊岡	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
大川内E	芦北町大川内	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり

(別図1から別図28までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第319号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松尾口3	熊本市北区楠野町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
中尾2	熊本市北区鹿子木町 熊本市北区植木町 鑑田	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

小原	熊本市北区立福寺町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
山下	熊本市北区北迫町	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
舞足2	熊本市北区北迫町	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
柿原公園1	熊本市西区花園6丁目 熊本市西区花園7丁目	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
柿原公園2	熊本市西区花園6丁目	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
柿原公園3	熊本市西区花園6丁目	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
池田4丁目1	熊本市西区池田3丁目 熊本市西区池田4丁目	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
池田2丁目-3	熊本市西区池田2丁目	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
池亀町1	熊本市西区池亀町	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
池亀町2	熊本市西区池亀町	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
京町本丁	熊本市西区京町本丁 熊本市西区上熊本3丁目	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
黒髪3丁目	熊本市中央区黒髪3丁目	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
黒髪4丁目2	熊本市中央区黒髪4丁目 熊本市北区室園町	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
室園町2	熊本市北区室園町	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
黒髪4丁目	熊本市中央区黒髪4丁目	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
黒髪7丁目	熊本市中央区黒髪7丁目	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

(別図1から別図18までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第320号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年(2024年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容  
熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)第6条に規定する使用料の収納事務
- 2 委託の相手方  
くまもとファズ株式会社 代表取締役社長 中富恭男  
熊本市西区新港二丁目2番地

- 3 委託する期間  
令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

**熊本県告示第321号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。  
令和6年(2024年)3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 委託の内容  
熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)第6条に規定する使用料の収納事務
- 2 委託の相手方  
松木運輸株式会社 代表取締役社長 尾坂大介  
八代市毘舎丸町1番3号
- 3 委託する期間  
令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

**熊本県告示第322号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第3項の規定による変更の届出があったので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。  
令和6年(2024年)3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称及び住所  
株式会社九州自然環境研究所  
変更前 菊池郡菊陽町大字原水1159番地5  
変更後 熊本市北区龍田四丁目30番45号
- 2 代表者の氏名  
中園 朝子
- 3 変更年月日  
令和5年(2023年)12月1日

**熊本県告示第323号**

熊本県一般旅券の発給手数料等の減免に関する要項を次のように定める。  
令和6年(2024年)3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 熊本県一般旅券の発給手数料等の減免に関する要項  
(趣旨)
- 第1条 この要項は、大規模な災害に際して申請者の経済的負担の軽減を図るため、熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号。以下「条例」という。)第2条第1項第297号に掲げる一般旅券の発給手数料及び同項第298号に掲げる一般旅券の渡航先の追加手数料(以下「手数料」という。)の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。
- (手数料の減免)
- 第2条 条例第6条の規定による手数料の減免を受けようとする者は、知事に対し、一般旅券の発給の申請にあつては旅券法(昭和26年法律第267号。以下「法」という。)第3条第1項各号、一般旅券の渡航先の追加の申請にあつては法第9条第1項各号にそれぞれ掲げる書類及び写真に加え、原則として旅券法施行規則(令和4年外務省令第10号)第25条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を提出しなければならない。
- 第3条 知事は、前項の規定による書類の提出を受けた場合において、当該提出者が法第20条第6項の規定による国に納付すべき手数料の免除を受けた場合は、手数料を免除する。
- 附 則  
この要項は、令和6年3月15日から施行する。

**熊本県告示第324号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和6年(2024年)3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町市ノ俣字源太3399番、3406番、3409番、3414番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字源太3399番・3409番・3414番（以上3筆について次の図に示す部  
分に限る。）、3406番

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市  
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産  
部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の  
事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定  
により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 玉名市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 玉名都市計画下水道事業 玉名公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和47年（1972年）12月20日から令和10年（2028年）  
3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和47年熊本県告示第969号、昭和51年熊本県告示第180号、昭和55  
年熊本県告示第956号、昭和59年熊本県告示第624号、昭和61年熊本県告  
示第168号、昭和63年熊本県告示第305号、平成6年熊本県告示第236号、  
平成13年熊本県告示第225号、平成17年熊本県告示第898号、平成23年  
熊本県告示第273号、平成24年熊本県告示第1115号及び平成29年熊本県  
告示第425号の事業地のうち、玉名市山田字高岡及び字中嶋地内において事業地  
を変更する。

熊本県告示第326号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の  
事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定  
により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 玉名市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 玉名都市計画及び長洲都市計画下水道事業 岱明公共  
下水道
- 3 事業施行期間 昭和52年（1977年）2月10日から令和10年（2028年）  
3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和52年熊本県告示第135号、昭和61年熊本県告示第256号、昭和63  
年熊本県告示第123号、昭和63年熊本県告示第983号、平成5年熊本県告示  
第46号、平成6年熊本県告示第237号、平成6年熊本県告示第431号、平成  
9年熊本県告示第12号、平成11年熊本県告示第279号、平成16年熊本県告  
示第865号、平成23年熊本県告示第274号、平成24年熊本県告示第111  
6号及び平成29年熊本県告示第424号の事業地に、玉名市岱明町西照寺字京塚  
及び開田字京塚を加え、玉名市岱明町西照寺字中尾原及び字大浦、上字北田及び字  
塚本、扇崎字中原並びに鍋字中原地内において事業地を変更する。

熊本県告示第327号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第  
57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別  
警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公  
示する。

令和6年（2024年）3月15日



熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
河俣川A	八代市東陽町河俣	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
水無谷A	八代市泉町下岳	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
小俣谷A	八代市泉町栗木	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
栗木川支川A	八代市泉町栗木	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
栗木川支川B	八代市泉町栗木	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
野添-4	八代市泉町栗木	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
落合-7	八代市泉町柿迫	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
筒井-4	八代市泉町柿迫	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
筒井-5	八代市泉町柿迫	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
音川E	八代市泉町栗木	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
深山谷川	八代市泉町栗木	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
天狗谷川	八代市泉町栗木	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
小俣3	八代市泉町栗木	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
栗木川-1	八代市泉町栗木	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
栗木川-2	八代市泉町栗木	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
南川内E	八代市泉町栗木	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
南川内F	八代市泉町栗木	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
南川内G	八代市泉町栗木	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
南川内H	八代市泉町栗木	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり

(別図1から別図19までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第328号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
二見赤松	八代市二見赤松町	別図1のとおり	地滑り
川田	八代市川田町東 八代市川田町西	別図2のとおり	地滑り
鶴上	八代市東陽町河俣	別図3のとおり	地滑り
糸原-1	八代市泉町柿迫	別図4のとおり	地滑り
糸原-2	八代市泉町柿迫	別図5のとおり	地滑り
木場	八代市泉町柿迫	別図6のとおり	地滑り

(別図1から別図6までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第329号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西の岩川1	八代市泉町仁田尾	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第330号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西の岩川2	八代市泉町仁田尾	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
打越A	八代市泉町柿迫	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

打越B	八代市泉町柿迫	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
河合場C	八代市泉町柿迫	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
水梨A	八代市泉町仁田尾 八代市泉町柿迫	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
岩奥A	八代市泉町柿迫	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
岩奥B	八代市泉町柿迫	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
岩奥C	八代市泉町柿迫	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
保口B	八代市泉町柿迫	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
下鶴C	八代市泉町柿迫	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり

(別図1から別図10までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第331号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山川川-2	芦北町湯浦	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第332号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
投石川-4	芦北町湯浦	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
投石川-5	芦北町湯浦	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

投石川-6	芦北町湯浦	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
山川川-1	芦北町湯浦	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
北田	芦北町芦北 芦北町花岡 芦北町湯浦	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
松崎D	芦北町芦北 芦北町湯浦	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
花岳A	芦北町女島 津奈木町福浜	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
黒塚	芦北町女島	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
花岳B	芦北町女島	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
葛峰	芦北町女島	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
東平	芦北町女島	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
中山	芦北町女島	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
狸山A	芦北町女島	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
狸山B	芦北町女島	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
狸山C	芦北町女島	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
平山A	芦北町女島	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
平山B	芦北町女島	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
平山C	芦北町女島	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
椋谷A	芦北町女島	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
椋谷C	芦北町湯浦	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
元屋敷A	芦北町湯浦	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
轟	芦北町女島	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
鬼ノ塔	芦北町湯浦	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
立壁	芦北町湯浦	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり

竹山	芦北町湯浦	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
白石ヶ迫	芦北町湯浦	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
湯治A	芦北町湯浦	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
湯治B	芦北町湯浦	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
湯治C	芦北町湯浦	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
桜丸	芦北町湯浦	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
井出平	芦北町湯浦	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
大伊勢平	芦北町湯浦	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
花岡大迫A	芦北町芦北 芦北町花岡	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
岩下B	芦北町女島	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
筒井川	芦北町湯浦	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり

(別図1から別図35までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第333号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
葛迫谷	八代市二見本町	別図1のとおり	土石流
越猪谷川第三	八代市二見赤松町	別図2のとおり	土石流

(別図1及び別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第334号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下里谷	八代市二見本町 八代市二見洲口町	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
赤松谷	八代市二見赤松町	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
船津2	八代市二見洲口町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
才野3	八代市二見洲口町	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
才野4	八代市二見洲口町	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
かんねさこ	八代市二見本町	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
八代学園	八代市二見本町	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
大平2	八代市二見赤松町	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
大平4	八代市二見赤松町	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
大平5	八代市二見赤松町	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
大平6	八代市二見赤松町	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
小藪2	八代市二見赤松町	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
小藪3	八代市二見赤松町	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
小藪4	八代市二見赤松町	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

(別図1から別図14までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第335号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本屋敷川	八代市泉町下岳	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
定野川	八代市泉町下岳	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

山川内川	八代市泉町下岳	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
松の原1	八代市泉町下岳	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
広平1	八代市泉町下岳	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
広平2	八代市泉町下岳	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
古屋敷1	八代市泉町下岳	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
中尾E	八代市泉町下岳	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
中尾F	八代市泉町下岳	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
中尾G	八代市泉町下岳	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
和小路1	八代市泉町下岳	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
和小路3	八代市泉町下岳	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
矢山	八代市泉町下岳	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
山川内	八代市泉町下岳	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
目当1	八代市泉町栗木	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
野添1	八代市泉町栗木	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
飛石	八代市泉町柿迫	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
落合1	八代市泉町柿迫	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
落合2	八代市泉町柿迫	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
落合3	八代市泉町柿迫	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
岩船	八代市泉町柿迫	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

(別図1から別図21までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第336号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
谷内川	八代市泉町仁田尾	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
折付	八代市泉町仁田尾	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
平2	八代市泉町葉木	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
柿迫E	八代市泉町柿迫	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
下屋敷1	八代市泉町葉木	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
下屋敷2	八代市泉町葉木	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
樺木C	八代市泉町樺木	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
横平2	八代市泉町樺木	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
栗野C	八代市泉町樺木	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
椎原D	八代市泉町椎原	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
椎原E	八代市泉町椎原	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
椎原F	八代市泉町椎原	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
八八重D	八代市泉町樺木	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
久連子2	八代市泉町久連子	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

(別図1から別図14までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第337号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小浦川1	八代市東陽町小浦	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
小浦川2	八代市東陽町小浦	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり



小浦川3	八代市東陽町小浦	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
小浦川4	八代市東陽町小浦	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
小浦川5	八代市東陽町小浦	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
野田川	八代市東陽町北	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
河俣川1	八代市東陽町河俣	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
小浦川6	八代市東陽町小浦	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
舟木川1	八代市東陽町河俣	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
美生川	八代市東陽町河俣	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
座連川第五	八代市東陽町河俣	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
座連川第六	八代市東陽町河俣	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
座連川第七	八代市東陽町河俣	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
河俣川2	八代市東陽町河俣	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
舟木川2	八代市東陽町河俣	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
舟木川3	八代市東陽町河俣	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
南1	八代市東陽町南	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
南2	八代市東陽町南	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
北	八代市東陽町北	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
内の原	八代市東陽町小浦	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
牟田滝	八代市東陽町小浦	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
箱石	八代市東陽町小浦	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
美生	八代市東陽町河俣	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
鹿路	八代市東陽町河俣	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
座連	八代市東陽町河俣	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
坂より上	八代市東陽町河俣	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

(別図1から別図26までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第338号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
笹尾谷川	氷川町大野	別図1のとおり	土石流
内迫谷川	氷川町立神	別図2のとおり	土石流
第一本村谷川	氷川町立神	別図3のとおり	土石流
下柱木川	氷川町立神	別図4のとおり	土石流

(別図1から別図4までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第339号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
笹尾川	氷川町大野	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
第二本山川	氷川町大野 宇城市小川町東小川	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
第二本村谷川	氷川町立神	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
上高塚-1	氷川町高塚	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
上高塚-2	氷川町高塚	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
迫-5	氷川町大野	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
東上宮D	氷川町宮原	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

立神D	氷川町立神	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
立神E	氷川町立神	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
立神F	氷川町立神	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
立神G	氷川町立神	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
立神H	氷川町立神	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
立神I	氷川町立神	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
立神J	氷川町立神	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
立神K	氷川町立神	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

(別図1から別図15までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第340号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下鶴川第二	八代市坂本町鶴喰	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第341号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中鶴川	八代市坂本町鶴喰	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
下鶴川第三	八代市坂本町鶴喰	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

上鶴川第六	八代市坂本町鶴喰	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
上鶴川第七	八代市坂本町鶴喰	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
馬場川第四	八代市坂本町百済来下	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
小川内川第二	八代市坂本町百済来上	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
坂練谷川第三	八代市坂本町百済来上	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
上鶴A	八代市坂本町鶴喰	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
上鶴B	八代市坂本町鶴喰	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上鶴C	八代市坂本町鶴喰	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
上鶴D	八代市坂本町鶴喰	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
下鶴C	八代市坂本町鶴喰	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
下鶴D	八代市坂本町鶴喰	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
板練A	八代市坂本町百済来上	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
山口B	八代市坂本町百済来上	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
板練B	八代市坂本町百済来上	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
山口C	八代市坂本町百済来上	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
陣ノ内A	八代市坂本町百済来下	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
大門瀬A	八代市坂本町百済来下	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
板持(C)	八代市坂本町百済来下	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
田子崎B	八代市坂本町百済来下	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

(別図1から別図21までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第342号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
塩平	八代市泉町下岳	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
本屋敷3	八代市泉町下岳	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
大道C	八代市泉町下岳	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
白木平2	八代市泉町下岳	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
白木平3	八代市泉町下岳	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
麻生野2	八代市泉町下岳	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
土生2	八代市泉町下岳	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
和小路4	八代市泉町下岳	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
中尾H	八代市泉町下岳	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
矢山2	八代市泉町下岳	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
定野2	八代市泉町下岳	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
釈迦院	八代市泉町柿迫	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
広平3	八代市泉町下岳	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
和小路5	八代市泉町下岳	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

(別図1から別図14までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第343号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
猫谷川第四-1	八代市東町	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
猫谷川第四-2	八代市東町	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

上今泉谷川2	八代市坂本町西部ろ	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
羽根田川	八代市坂本町中谷い	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
坂谷2	八代市東町	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
坂谷3	八代市東町	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
妙見町2	八代市妙見町	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
妙見町4	八代市妙見町	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
妙見町5	八代市妙見町	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
川床(C)	八代市妙見町 八代市東町	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
川床(D)	八代市東町	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
川床(E)	八代市東町	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
瀬戸石C	八代市東町	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
瀬戸石D	八代市東町	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
年の神2	八代市東町	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
朴の木2	八代市東町	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり

(別図1から別図16までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第344号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
壺焼谷川第三	八代市奈良木町	別図1のとおり	土石流
壺焼谷川第七	八代市奈良木町	別図2のとおり	土石流
大坪川(3)	八代市日奈久大坪町	別図3のとおり	土石流

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第345号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
壺焼谷川第四	八代市奈良木町	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
壺焼谷川第五	八代市奈良木町	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
壺焼谷川第六	八代市奈良木町	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
大坪川(4)	八代市日奈久大坪町	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
大坪川(5)	八代市日奈久大坪町	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
大坪川(6)	八代市日奈久大坪町	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
白島	八代市郡築一番町 八代市港町	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
平山新町1	八代市平山新町	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
豊原上町1	八代市豊原上町	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
豊原上町2	八代市豊原上町	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
敷川内町6	八代市敷川内町	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

平山新町2	八代市平山新町	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
平山新町3	八代市平山新町	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
日奈久大坪町7	八代市日奈久大坪町	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
日奈久新田町3	八代市日奈久新田町	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
日奈久大坪町8	八代市日奈久大坪町	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり

(別図1から別図16までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第346号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下鎌瀬E	八代市坂本町鎌瀬	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第347号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
渋利谷川第二	八代市坂本町荒瀬	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
行徳川	八代市坂本町葉木	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
鎌瀬川第二	八代市坂本町川嶽	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
与奈久川第三	八代市坂本町川嶽	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
大谷第二	八代市坂本町荒瀬	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり



荒瀬C	八代市坂本町荒瀬	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
荒瀬F	八代市坂本町荒瀬	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
破木E	八代市坂本町川嶽	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
中畑D	八代市坂本町田上	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
与奈久A	八代市坂本町川嶽	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
上葉木A	八代市坂本町葉木	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
上葉木B	八代市坂本町葉木	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
与奈久B	八代市坂本町川嶽	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下鎌瀬D	八代市坂本町鎌瀬	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
中津道B	八代市坂本町中津道	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
積ノ俣F	八代市坂本町市ノ俣	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
荒瀬D	八代市坂本町荒瀬	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
横様E	八代市坂本町市ノ俣	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
荒瀬E	八代市坂本町荒瀬	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり

(別図1から別図19までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第348号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第2項の規定による登録特定行為事業者の登録辞退の届出があったので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	辞退年月日
めばえ株式会社 熊本市東区桜木5丁目 9-111	めばえ株式会社 桜木めばえ保育園 熊本市東区桜木5丁目9-111	432200070	令和6年（2024年）3月31日

**熊本県告示第349号**

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項を次のように定める。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項  
熊本県訓練手当支給要項（昭和62年熊本県告示第277号の2）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第11条第1項」を「第11条第2項」に改める。

第11条第4項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

知事は、訓練手当の申請の際に、手当支給対象者に対し、次に掲げる事項の提供を求めるものとする。なお、公共職業訓練施設の長は、手当支給対象者に対し、本人確認書類等で各項目に係る事実を確認するものとする。

- (1) 申請する手当の種類
- (2) 支給対象者の個人番号
- (3) 支給対象者の氏名（フリガナ）
- (4) 支給対象者の生年月日
- (5) 支給対象者の住所
- (6) 被扶養者の有無

第12条中「前条第2項又は第3項」を「前条第3項又は第4項」に改める。  
別記第2号様式（裏）の注意中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

4 ②申請者に関する事項の欄については、個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人番号通知カード又は個人番号の記載のある住民票の写し等）を添付してください。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

## 公 告

### 熊本県公告第151号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営宇土開地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営宇土開地区土地改良事業（農業用排水施設）  
計画書の写し
- 縦覧期間  
令和6年（2024年）3月18日から令和6年（2024年）4月15日まで
- 縦覧場所  
熊本市役所

### 熊本県公告第152号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県環境生活部環境局環境立県推進課長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（地下水位観測井の標高及び緯度経度の測量）	令和6年（2024年） 1月29日から 令和6年（2024年） 2月29日まで	菊池郡菊陽町原水

### 熊本県公告第153号

上益城郡御船町に事務所を置く御船中央土地改良区理事長山地正輝から令和6年（2024年）1月22日付けで申請のあった定款の変更については、令和6年（2024年）3月7日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

### 熊本県公告第154号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任 理事	前田 廣喜	玉名市滑石4342番地

#### 熊本県公告第155号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	乙ヶ瀬地区	平成30年（2018年）10月23日	令和6年（2024年）2月15日	熊本県

#### 登載依頼

#### 熊本県労働委員会告示第3号

熊本県労働委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県労働委員会会長 渡辺 絵美

熊本県労働委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県労働委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程（令和5年労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式、別記第5号様式、別記第13号様式、別記第16号様式及び別記第17号様式中「熊本県労働委員会 印」を「熊本県労働委員会 印」に、「熊本県労働委員会会長」を「熊本県」に改め、「被告として」の次に「（熊本県労働委員会が被告の代表者となります。）」を加える。

別記第19号様式中「熊本県労働委員会 印」を「熊本県労働委員会 印」に改め、「平成15年法律第57号」の次に「。以下「法」といいます。」を加える。

別記第24号様式、別記第25号様式、別記第29号様式及び別記第30号様式中「熊本県労働委員会 印」を「熊本県労働委員会 印」に、「熊本県労働委員会会長」を「熊本県」に改め、「被告として」の次に「（熊本県労働委員会が被告の代表者となります。）」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 熊本県教育委員会告示第13号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり熊本県立高等学校授業料の収納に関する事務処理業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年（2024年）3月15日

熊本県教育長 白石 伸一

- 委託の内容  
熊本県立高等学校授業料の収納に関する事務処理業務委託
- 委託の相手方  
熊本県熊本市中央区練兵町1番地  
株式会社肥後銀行
- 委託期間  
令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

#### 熊本県教育委員会公告第17号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊

本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。  
令和6年(2024年)3月15日

熊本県教育長 白石伸一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
県立学校体育館用液晶レーザープロジェクター調達業務 仕様書のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育政策課総務・法制班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年(2024年)2月6日
- 4 落札者の氏名及び住所  
西部電気工業株式会社 熊本支社  
熊本県熊本市北区徳王一丁目6番8号
- 5 落札金額  
37,400,000円  
(うち消費税及び地方消費税の額3,400,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和5年(2023年)12月26日

**熊本県教育委員会公告第18号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。  
令和6年(2024年)3月15日

熊本県教育長 白石伸一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
熊本県立学校スキャナ等調達業務 発注仕様書のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育政策課総務・法制班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年(2024年)2月6日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ソラリス  
熊本県熊本市東区若葉六丁目10番8号
- 5 落札金額  
47,590,400円  
(うち消費税及び地方消費税の額4,326,400円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和5年(2023年)12月26日

**熊本県環境審議会公告第1号**

第70回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和6年(2024年)3月15日

熊本県環境審議会会長 嶋田 純

- 1 開催日時  
令和6年(2024年)3月21日(木) 午前10時から
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁 防災センター2階 201会議室
- 3 議事
  - (1) 審議事項  
ア 「第33回くまもと環境賞」被表彰者の選考について
  - (2) 報告事項  
ア 第六次熊本県環境基本計画の取組状況について  
イ 地下水の涵養の促進に関する指針(地下水涵養指針)等の改正について  
ウ 熊本県環境影響評価条例等の改正について  
エ 令和6年度(2024年度)公共用水域及び地下水の水質測定計画について  
オ 地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画について

カ 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく上乗せ排水基準（大腸菌群数）等の見直しについて  
キ 鞍岳鳥獣保護区鞍岳特別保護地区の指定について  
ク 人吉・紅取鳥獣保護区人吉・紅取特別保護地区の指定について  
ケ 温泉掘削等の許可について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局の許可を得た上で会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、会場にて午前9時45分から先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 その他

審議事項ア「第33回くまもと環境賞」被表彰者の選考については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。

7 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境局環境立県推進課）  
（電話096-333-2266）

熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和6年（2024年）3月15日

熊本県議会議長 山口 裕

熊本県議会規則第2号

熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則

熊本県議会傍聴規則（平成5年熊本県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

- 第9条の次に次条を加える。傍聴券に記載すべき事項の提供）
- 第9条の2 議長は、第5条第3項の規定による一般傍聴券の交付に代えて、議長が定めるところにより、会議を傍聴しようとする者の承諾を得て、当該一般傍聴券に記載すべき事項を議長が定める電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供することができる。この場合において、議長は、当該一般傍聴券を交付したものとみなす。
- 2 前項の規定を適用する場合には、第5条第3項中「会議当日に、議事所定の場所で、先着順」とあるのは「議長が定めるところ」と、同条第4項中「傍聴券の交付」とあるのは「第9条の2第1項の規定により一般傍聴券に記載すべき事項の提供」と、「傍聴券に記載された」とあるのは「当該事項として記録された」と、第7条及び第8条中「傍聴券又は通行記章」とあるのは「第9条の2第1項の規定により提供を受けた事項」とする。
- 3 第1項の規定により一般傍聴券に記載すべき事項の提供を受けた者については、第6条及び前条の規定は適用しない。
- 第12条第4号中「外とう、襟巻」を「コート、マフラー」に改める。
- 附 則  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会告示第14号

博物館法（昭和26年法律第285号。以下、「法」という。）第11条及び博物館の登録に関する規則（昭和27年熊本県教育委員会規則第7号。）第2条の規定により博物館を登録したので、法第14条第2項の規定により次のとおり告示する。  
令和6年（2024年）3月15日

熊本県教育長 白石 伸 一

- 博物館の設置者の名称及び住所  
天草市（天草市東浜町8番1号）
- 博物館の名称及び所在地  
天草市立御所浦恐竜の島博物館（天草市御所浦町御所浦4310番地5）
- 登録の年月日  
令和6年（2024年）3月7日

公告

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により作成した「（仮称）出水ウインドファーム事業 環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）について、同法第16条の規定により一般の意見を求めるため、次のと

おり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
また、同法第17条第1項の規定に基づき準備書説明会を開催するため、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月15日

日本風力サービス株式会社 代表取締役 倉田 隆広

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 事業者の名称 日本風力サービス株式会社
  - (2) 代表者の氏名 代表取締役 倉田 隆広
  - (3) 主たる事務所の所在地 東京都港区芝2-5-10 芝公園NDビル6階
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 (仮称) 出水ウィンドファーム事業
  - (2) 種類 風力発電(陸上)
  - (3) 規模  
風力発電所出力：最大60, 200kW  
風力発電機の単機出力：4, 200～4, 300kW  
風力発電機の基数：最大14基
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
鹿児島県出水市上鯖淵、上大川内及び下大川内の各一部
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
鹿児島県出水市及び熊本県水俣市
- 5 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所
    - ① 熊本県庁 行政棟本館1階情報プラザ
    - ② 水俣市役所 2階環境課窓口
    - ③ 水俣市立図書館 1階貸出窓口
    - ④ 水俣市湯の鶴温泉保健センターほたるの湯1階休憩所
  - (2) 期間 令和6年3月15日(金)から令和6年4月15日(月)まで
  - (3) 時間 各施設の開庁・開館日の開庁・開館時間に準じる。
  - (4) 電子縦覧 <https://j-windservice.com/>
- 6 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所
  - (1) 日時  
令和6年4月5日(金) 午後6時30分から午後8時30分まで
  - (2) 場所  
水俣市総合もやい直しセンター「もやい館」もやいホール
- 7 意見書の提出  
準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者  
に提出することができる。
- 8 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
  - (1) 提出期限 令和6年4月30日(火) (当日消印有効)
  - (2) 提出方法 各縦覧場所の指定位置に置かれた意見書箱(熊本県庁を除く)に投函ま  
たは問合せ先まで郵送
  - (3) 意見書の提出に必要な事項  
意見書には次に掲げる事項を記載すること。  
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその  
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
イ 意見書の提出の対象である準備書の名称  
ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載  
すること。)
- 9 問合せ先  
日本風力サービス株式会社  
〒105-0014 東京都港区芝2-5-10 芝公園NDビル6階  
03-5530-9072  
担当者：風力開発チーム 室田・西川

熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和6年3月15日

熊本県議会議長 山口 裕

熊本県議会告示第2号

熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領  
熊本県議会委員会傍聴取扱要領(平成13年熊本県議会告示第3号)の一部を次のよう  
に改正する。

- 第4条に次の1項を加える。
- 2 前項の規定による委員会傍聴の申込みについては、同項の規定にかかわらず、議長が  
定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(委員長の使用に係る電子計算機  
(入出力装置を含む。)と当該申込みを行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回  
線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。  
第5条の見出し中「及び通知」を削り、同条中「許可し、その結果を議会事務局を通じ

て申込者に通知する」を「許可する」に改める。  
第8条第4号中「外とう、襟巻」を「コート、マフラー」に改める。  
様式第2号中「外とう、えり巻」を「コート、マフラー」に改める。  
附 則  
この要領は、令和6年4月1日から施行する。

**正 誤**

令和6年3月1日熊本県議会告示第1号（熊本県議会議員の請負の状況の公表等に関する規程）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
26	62	「訂正届」という。）により届け出なければならない。	「訂正届」という。）

ページ	正誤	
29	正	<p>別記第2号様式(第3条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本県議会議長 様</p> <p style="text-align: right;">熊本県議会議員 _____</p> <p style="text-align: center;">訂 正 届</p> <p>請負の状況として報告した内容に次のとおり訂正がありますので、熊本県議会議員の請負の状況の公表等に関する規程第3条第1項の規定により届け出ます。</p> <p>1 訂正の内容</p> <p>2 訂正の理由</p>



誤

別記第2号様式(第3条関係)

年 月 日

熊本県議会議長 様

熊本県議会議員 \_\_\_\_\_

訂 正 届

請負の状況として報告した内容に次のとおり訂正がありますので、熊本県議会議員の請負の状況の公表等に関する規程第3条第1項の規定により届け出ます。

1 訂正の内容

2 訂正の理由